

条例の制定

- 次の3つの条例が廃止または一部改正されました。
- ・ 美浜町給食センター建設基金条例を廃止する条例の制定について
美浜町給食センターの完成により、建設基金条例が廃止されました。
- ・ 美浜町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行に伴い、重度の精神障がい者に対する医療費の助成等を実施するため、改正されました。
- ・ 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)の施行に伴い、関係規定を整備する必要があるため、改正されました。

意見書

- 次の2つの意見書を関係行政庁へ提出することになりました。
- ・ 「食料・農業・農村政策に関する要請書」
- ・ 「道路整備の促進と道路特定財源の確保に関する意見書」

平成17年度美浜町上水道事業会計決算の認定

- ・ 収益的収支
事業収益が140,065,193円、事業費用が121,794,601円となり、18,270,592円の経常利益となりました。
- ・ 資本的収支
消費税を含めた資本的収入が117,517,500円、消費税を含めた資本的支出が154,957,715円となりました。超過支出となっている37,440,215円は過年度及び当年度分損益勘定留保資金で補填されました。

教育委員会委員の選任について

美浜町教育委員会委員永井智海氏（佐田）の任期が平成18年9月30日をもって満了となるため、再任することが議会で同意されました。

特別委員会委員の選任について

- ・ 原子力発電所特別委員会委員に欠員が生じたため、前田義久議員が選任されました。
- ・ 美浜中学校建設特別委員会委員に欠員が生じたため、兵庫賢一議員が選任されました。

敦賀美方消防組合議会議員の選挙について

- ・ 敦賀美方消防組合議会議員に欠員が生じたため、指名推選により竹仲良廣議員が当選されました。

視察月日

8月29日(火)～30日(水)

参加者

総務文教常任委員(7人)

(塩野 清、松田 うめ子

飯田 豊、北村 晋

竹仲良廣、兵庫賢一

山口 和治)

辻 健一郎議長同行

視察先

・ 高島市立朽木西小学校

・ 高島市立今津西小学校

(目的) 不登校児の受け入れ状況

および山村・山里留学について

・ 安土町役場

(目的) 合併が不調に終わり、

新たな枠組みでの市町村合併を

目指した行財政改革について

総務文教常任委員会 視察研修

● 研修報告

総務文教常任委員長 塩野清

● 高島市立朽木西小学校の

山村留学の受け入れについて

朽木村の中心地である市場から約25km山間地に入った所に学校があり、約90戸、190人の人々が暮らしている。地域住民は学校への関心が高く、協力的でほぼ全戸がPTA準会員として登録し、学校を支援している。

この小学校の校区は、高齢化・過疎化に伴い児童数の減少が進み、平成11年度末を最後に地元の児童がいなくなり、休校の危機に直面した。そのため、平成12年度



は全国から募集を行い、8人の児童が入学し、休校を免れた。その後、山村留学が定着し現在5人が通学している。

山村留学している児童は、健康上、いじめ、離婚、家庭内暴力、親の病気などの理由からである。

在籍児童は大阪・京都・名古屋からの編入で、全国どこからでも住所さえ移転すれば入学ができるが、寮はないため保護者と一緒でなければ入学できない。

全般的に子どもたちは、地域にうまくとけ込み、この地の自然や文化、地域の人々から多くのことを学び、生活の知恵・生きる力を少しずつではあるが、身に付けてきている。また徐々にではあるが地域の子どもとして分け隔てなく認められるようになってきている

高島市立今津西小学校の山里留学(通学等)の受け入れについて

国道303号沿いの福井県とのほぼ県境にあり、約120戸の人家がある。旧三谷村を校区として幾多の統廃合を経してきた本校であるが、近年の児童数の減少に伴い山里留学・通学を受け入れることになった。現在児童は8人、留学者は3家族で大阪府・岐阜県・埼玉県からの家族である。また、バスの利便性から学力に自信のない児

童やADHD(注意欠陥多動性障がい)の児童など区域外からも受け入れている。

この学校の児童数は8人と少ないが、運動場や体育館は広くプールも併設されており、美浜の各小学校と大きさは同レベルである。恵まれた設備の中で少人数の特性を生かし、確かな学力と基礎・基本の徹底を図り成果を上げている。また体験学習や地域の人々との関わりに学ぶ取り組み、他地域の学校との交流で、積極性を身につける学習などを行い成果を見ている。

児童受入体制の

今後の課題について

2校とも里親制度をとっていないため、空き家になっていく家がたくさんあるが、なかなか貸してもらえず、住居がないため多くの子どもを受け入れられないのが難点である。また、留学の保護者同士、地域と保護者などでトラブルがあり問題もあるようである。

他府県ばかりの受け入れでは、この先いつまで続くのか不安もある。本来ならNPOなどで受け入れられるのが理想だと思うが、都会ではそういった団体もあるが、田舎では無理なようで、今後の課題となるのではないかと考える。



自立を選んだ安土町の

行財政改革について

安土町については、行財政改

革の取り組みについて研修した。滋賀県のほぼ中央に位置し、総面積24・3km²、人口約12,500人の町である。平成18年度当初予算は、一般会計で37億5,200万円、特別会計、水道事業会計を合わせて72億9,795万円。17年度当初予算と比べると約5億1千万円の減額予算である。

市町村合併については、平成14年1月から、3回次々と協議会を設置し取り組んできたが、すべてうまくいかなかった経緯がある。当面は合併をしないため、今後とも厳しい財政状況が続くことが予

想され、行政改革を断行していくことが必要なための取り組みである。

取り組みについては、①体制づくりの見直し ②給与等の適正化 ③歳出削減に向けた取り組み ④歳入確保に向けた取り組み ⑤住民と行政の協働に向けてのまちづくりなどである。

また、議員提案等による議会改革については、当町ではすでに改革されていることもあるのでそれ以外を書くこと、議長交際費の縮減、各常任委員会の会議録の廃止、県内旅費日当の廃止、議員定数の削減(現議員14人から平成19年4月からは10人となる)。

安土町は、合併を当分は断念し、単独を希望する町民が6割以上いることから、それを踏まえ単独でいくことを決断されたようだが、財政力指数約0・5、人口約12,500人の町で、本年度の予算を見ても当町の約半分強の予算である。町の面積等の違いはあるとはいえ、同じように当面は合併をしない町の状況の中で、今後は我町も安土町の行政改革の取り組みを参考に、改革の推進をしていかなければならないことが多くあると感じた次第である。

くろしの 情報 BOX

お知らせ

町教育委員会委員

町の教育委員会委員長
の永井智海氏が平成18年10月5日
をもって委員長職を退任されたため、
新たに大同保氏が委員長に選任され
ました。

また、永井智海氏が教育委員会委
員として再任されました。



保氏
大同保
(木野)

※お問い合わせ先

町教育委員会事務局(担当・鳥井)

☎32-6709

特殊ごみの受入

町では、エコクル美方で受入で
きない「家庭の廃タイヤ・バッテ
リー及び金属製ごみ等」を次の期
間に限り受け入れます。

●受入期間

- ・11月27日(月)～12月1日(金)
午前9時～午後4時
- ・12月2日(土)～3日(日)
午前9時～正午

●対象物

- ・家庭の廃タイヤ・バッテリー
- ・大型金属製ごみ
(トラクター、草刈機等)
- ・家庭用コンクリート製焼却炉
(町から補助を受けて購入した物)

●処理料金

対象物ごとに金額が異なります。

●対象とならない物

- ・リサイクル対象物については受け
入れできません。
- ・家電リサイクル対象
テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機
エアコン
- ・パソコンリサイクル対象
パソコン(デスクトップ・ノート)
ディスプレイ(CRT・液晶)
- ・2輪車リサイクル対象
オートバイ・原付自転車

※お問い合わせ先

町住民生活課(担当・片山)

☎32-6703

年金

ニユース

年金受給者の皆さん

『平成19年分扶養親族等申告書』は
期限までに提出しましょう

老齢または退職を支給事由とす
る年金は、所得税法上、「雑所得」と
して所得税がかかります。

年金に係る所得税の計算は、受
給者の方から提出された「扶養親
族等申告書」をもとに行いますので、
各種控除を受けるためには、この申
告書を提出しなければなりません。
なお、提出期限は、申告書用紙に
同封の手引きの表紙に記載してあ
りますが、なるべく11月中の提出を
お願いします。

●提出する際の注意点

- ・自隠しシールの同封
- ・個人情報保護の観点から、表面
の扶養親族等の氏名等を裏面に
記入いただき、目隠しシールを
貼り付けてください。
- ・扶養親族等の内訳について
「扶養親族等の内訳」欄について
は、記入の必要はありません。

※お問い合わせ先

ねんきんダイヤル
☎0570-07-1165
町住民生活課(担当・津原)
☎32-6703

国の教育ローン

国民生活金融公庫の「国の教育
ローン」は、大学、短大、専門学校
等の学生が入学時や在学中に必要と
される資金を融資する公的な融資制
度です。

●融資額

学生・生徒1人あたり

200万円以内

●用途

入学金、授業料、教科書代、
アパートの敷金・家賃など

●利率

年2・45%

●返済期間

10年以内

※お問い合わせ先

国民生活金融公庫 武生支店
☎0778-23-1133



秋季火災予防運動

11月9日(木)～11月15日(水)までの1週間、
全国一斉に『秋季火災予防運動』が実施されます。
今一度、皆さんのご家庭、職場の「火災予防」に
心掛けるようお願いします。



平成18年度全国統一防火標語

「消さないで あなたの心の 注意の火」

※お問い合わせ先 美浜消防署 ☎32-1420

119番は火事・救急・救助の
専用ダイヤルです
正しく伝えよう119番
あわてず早く正確に



※お問い合わせ先
美浜消防署 ☎32-1420

9チャンネル(消防チャンネル)
(ケーブルテレビ)
☎22-9999

●火事、救助等の情報の確認方法
(テレホンサービス)

- ・救急や救助の場合は、どのような状態かを告げる。
- ・通報者の名前、連絡先を告げる。
- ・火事、救助等の情報の確認方法(テレホンサービス)
- ・場所をはっきり告げる。
- ・近くの目標物を告げる。
- ・火事の場合、何が燃えているかを告げる。
- ・火事なのか、救急車や救助が必要なのかを告げる。

●通報のポイント
この機会に正しい119番のかけ方について確認しましょう。

11月9日は「119番の日」です。これは、皆さんと消防との結びつきを象徴するダイヤルナンバーにちなみだもので、昭和62年に制定されました。

119番の日

e-Tax インターネットで申告・納税

●国税電子申告・納税システム(e-Tax)はこんなことが大変便利

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、国税に関する各種手続(①所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告、②全税目の納税、③申請・届出等)が自宅やオフィスからインターネット等を通じて行うことができ、税務署などに何度も出かける必要がなくなります。

特に源泉所得税の毎月納付や消費税の毎月申告など、利用回数の多い手続には大変便利です。

また、e-Taxの開始届出手続はインターネットを利用してオンラインで行えます。

●「e-Tax」をご利用いただくための3つのステップ

ステップ①▶ 開始届出書を所轄の税務署にインターネットを通じて提出してください(書面での提出もできます)。

ステップ②▶ 税務署から利用者識別番号等の通知書とe-TaxソフトのCD-ROMが送付されます。

ステップ③▶ e-Taxを利用する際に必要な電子証明書等を登録してください。

- ・ e-Taxをご利用の際には、事前に電子証明書の取得が必要となります。
- ・ 電子証明書は町住民生活課で発行(有料)しています。
- ・ 電子証明書読み取りのICカードリーダー(有料)等が必要となります。

※お問い合わせ先 敦賀税務署 ☎22-1010 e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>
(電子証明書に関することは 町住民生活課 ☎32-6703)